

職員の懲戒処分の公表について

本学の職員に対し、高知県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づき、下記のとおり、令和4年11月22日付けで懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

高知工科大学 教授（男性、40歳代）

2 処分内容

停職3月

3 事案の概要

令和3年11月24日付けで、高知工科大学監査室から学長に対して、令和2年度の研究費に関するモニタリング調査の結果として、被処分者による研究費の不正使用が疑われる事案の発生について報告がなされ、学内規程に基づき調査を実施した。調査の結果、令和2年度に被処分者が実施した出張のうち8件について、以下のとおり学内研究費を旅費として不正に受給し、私的流用があったものと認定した。

期間	令和2年7月19日～令和3年1月12日	
カラ出張	7件	162,330円
水増し請求	1件	12,000円
合計	8件	174,330円

これらの研究費の不正使用は、大学の秩序を乱す行為であり、高知工科大学研究費管理規程第4条（職員等の責務）の規定及び同規程第9条に基づき被処分者が提出した誓約書に反しており、高知県公立大学法人職員就業規則第4条（誠実かつ公正に職務を遂行する義務）及び同規則第5条（法令、規則等の遵守及び職務命令に従う義務）に違反している。

また、高知工科大学不正防止推進委員会が実施をする調査への対応が不誠実であったことは、高知県公立大学法人職員就業規則第4条（誠実かつ公正に職務を遂行する義務）に違反する。

上記の行為は、高知県公立大学法人職員就業規則第34条第1号、第2号及び第3号に該当する。

4 特記事項

(1) 被処分者の学内研究費は、停職期間に応じて減額する。

(2) 被処分者は、すでに不正に受給した全額の返金を行っている。

<学長コメント>

本学の教員がこのような事態を引き起こしたことは、極めて遺憾です。関係する皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。

本件を真摯に受け止め、今後このような事態が発生しないよう全力で再発防止に努めてまいります。

高知工科大学 学長 磯部 雅彦

以上